

「ゲノム編集技術応用食品の表示義務化を求める意見書提出」
に関する請願

紹介議員

野々口 真由美
遠 藤 誠
尾 嶋 一雄

請願書

件 名：

「ゲノム編集技術応用食品の表示義務化を求める意見書提出」に関する請願

要 旨：

消費者基本法で保障されている消費者の知る権利・選ぶ権利を担保するために、ゲノム編集食品（ゲノム編集技術応用食品）の表示の義務化を求める意見書を、下記提出先に提出していただきたく請願します。

理 由：

ゲノム編集とは、染色体上の特定の塩基配列（ゲノムの一部）を認識する酵素を用いて、その塩基配列の一部を改変する技術です。この改変の結果、外来遺伝子が残っている場合は「組み換えDNA技術（遺伝子組み換え）」となり、食品表示基準で表示が義務付けられています。一方、外来遺伝子が残っていない場合は「ゲノム編集技術応用食品」となり、表示義務はありません。

我が国においては2019年にゲノム編集技術応用食品の販売が解禁され、すでにトマト・トウモロコシ・ジャガイモなどの農作物や、マダイ・トラフグ・ヒラメなどの水産物の届出が受理されています。そのうちのいくつかはすでに市場流通しており、今後、届出される品目がさらに増えることが予想されます。一方、消費者基本法では、消費者は商品などに関する正確かつ十分な情報を得る権利があり、また自分の意思で商品などを選択できる権利があるとされています。

現在、スーパーやECサイト（オンラインショップ）で販売される際に、ゲノム編集技術応用食品であることの表示がわかりにくく、このような食品の安全性に不安を抱く消費者がゲノム編集技術応用食品であることに気づかないまま購入する可能性があります。

したがって、消費者の知る権利・選ぶ権利を担保するために、すべてのゲノム編集技術応用食品について表示の義務化を求める意見書を下記提出先へ提出していただけますよう請願します。

意見書の提出先：

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府官房長官、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣、消費者庁長官

地方自治法第124条の規定により、上述のとおり請願書を提出します。

令和 7 年 11 月 2 / 日

白岡市議会議長 大島 勉 様

請願者

生活クラブ生活協同組合埼玉

白岡支部運営委員長 新居 敦子 (外127名)

白岡市

電話